



🍥 災害に便乗した悪質商法に注意!!

災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。 災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

事例:

- ①壊れた屋根に対し「火災保険で修理できる」と突然来訪。手続き代 行と屋根の修理を依頼した。
- ※災害の被害が無くても、以前からの壊れた部分も保険が使えるかのよ うに話をする場合がある。
- ⇒補償対象とならず、高額な請求をされた。 保険金の3割等高額な手数料をとられた。
- ②自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだ
- ⇒屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。
 - 災害被害地への義援金詐欺の報告もあります。

【アドバイス】

- 契約を迫られても、その場では決めない
- 契約後でもクーリングオフ出来る場合がある

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断る

公的機関が電話で義援金を求めることはない

もしもの時は悩まずお電話を!

『188』 消費者ホットライン

『#9110』 警察の悪質商法担当



些細なことでも、皆様の周りで「あれ?」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい

高齢サポー

地域包括支援セン

担当:正金·水川